

上告事件及び上告受理申立て事件の決定について

1 事件名

- (1) 建築基準法42条2項道路指定無効確認等請求上告事件（最高裁判所 平成27年（行ツ）第442号）
- (2) 建築基準法42条2項道路指定無効確認等請求上告受理申立て事件（最高裁判所 平成27年（行ヒ）第484号）

2 当事者

上告人兼申立人 中野区民
被上告人兼相手方 中野区

3 訴訟の経過

平成25年(2013年)3月19日 東京地方裁判所に訴えの提起
平成27年(2015年)3月26日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し
4月 2日 東京高等裁判所に控訴の提起
7月30日 東京高等裁判所で棄却判決の言渡し
8月14日 最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立て
平成28年(2016年)1月 5日 最高裁判所で上告棄却及び上告不受理の決定

4 事案の概要

本件は、区長が建築基準法42条2項に基づき行った上告人兼申立人が共有持分を有する土地に隣接する道路（以下「本件道路」という。）の道路指定処分について、上告人兼申立人が、当該指定処分は建築基準法の要件を満たしていないなどと主張して、指定処分の不存在の確認を求めるとともに、本件道路の2項道路該当性を巡り、物心両面において損害を受けたなどと主張して、金830万円の損害賠償金等の支払を求めた事案である。

上告人兼申立人は、第1審判決において請求が棄却されたため、これを不服として東京高等裁判所に控訴を提起したが、第2審判決においても控訴が棄却されたため、最高裁判所に上告の提起等をしたものである。

5 上告の提起等の趣旨

(1) 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(2) 上告受理の申立ての趣旨

ア 本件上告を受理する。

イ 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

6 決定

(1) 主文

ア 本件上告を棄却する。

イ 本件を上告審として受理しない。

ウ 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

(2) 理由

ア 上告について

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民事訴訟法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

イ 上告受理申立てについて

本件申立の理由によれば、本件は、民事訴訟法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。